

## 別表十三（三）の記載の仕方

この明細書は、法人が法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前の法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第50条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限りま

す。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。